

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年8月31日

新潟市長 篠田 昭

新潟市規則第194号

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 公益目的通報（第10条－第14条）

第3章 特定要求行為（第15条－第17条）

第4章 その他（第18条－第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟市における法令遵守の推進等に関する条例（平成17年新潟市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第2条第7号ただし書の「暴力的行為、どう喝、威かく等」とは次に掲げるものをいう。

（1） 身体の一部や器具を使って、故意に相手を傷つけようとする行為、相手に恐怖を感じさせ、反論し得ない状況に追い込むほどの脅迫行為又は業務の正常な遂行ができない程度のけん騒行為その他の暴力行為

（2） 正常な状態で面談することが困難であるとして職員が判断し、断ったにもかかわらず、脅迫的言動などをもって面接を強要する行為

（3） 粗野又は乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為

（庁内体制整備）

第3条 本市における職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持（以下「コンプライアンス」という。）のための体制の整備を推進するため、新潟市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表第1に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員会の委員長には、総務部を所管する副市長をもって充てる。
- 4 委員会は、委員長が招集するものとする。
- 5 委員長は、職員に対して、コンプライアンスの体制の整備のために必要な助言を行い、又は措置をとるよう求めることができるものとする。
- 6 委員会は、庁内におけるコンプライアンスの意識の高揚及び体制の整備のために必要な取組について協議し、統括するものとする。
- 7 前項に定めるもののほか、委員会は、条例の目的を達成するために必要な事項について検討し、必要な場合には関係部局に対し事務処理方法の改善等を求めることができるものとする。
- 8 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

（コンプライアンス推進管理者）

第4条 別表第2で定める者をコンプライアンスの体制の整備の推進を管理する者（以下「コンプライアンス推進管理者」という。）とする。

- 2 コンプライアンス推進管理者は、それぞれが指揮監督する組織におけるコンプライアンスの体制の整備について調整及び統括を行い、必要に応じて委員会へ実績等を報告するものとする。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 別表第3の左欄に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者を当該所属のコンプライアンスの体制を推進する責任者（以下「コンプライアンス推進責任者」という。）とする。

2 コンプライアンス推進責任者は、それぞれが所管している事務について、過去に経験した問題、現在抱えているリスク等を常に的確に把握し、分析するとともに、職員の公正な職務の遂行が確保されるよう、事務処理基準の作成その他の組織的な対応のための体制の整備に努めなければならない。

(職員による提案)

第6条 職員は、コンプライアンスの意識の高揚及び体制の整備のための意見を委員会に対し提出することができる。

(審査会の委員)

第7条 条例第6条第3項に規定する審査会の委員は、人格が高潔で法令に関し専門的知識を有する者であつて、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

(2) 学識経験者

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会)

第9条 条例第7条に規定する審査会が行う調査は、公益目的通報の対象になっている者又は不当要求行為を行った疑いのある者に対しては、原則として意見陳述の機会を与えるなど慎重な手続きにより実施するものとする。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、審査会が別に定める。

第2章 公益目的通報

(公益目的通報)

第10条 職員等は、条例第8条第1項の規定により公益目的通報を行う場合には、実名

によるものであってもできる限り確実な資料に基づくように努めるものとする。

(公益目的通報の方法)

第11条 公益目的通報は、別記様式第1号による通報書を、審査会の委員があらかじめ指定した場所へ送付して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審査会の委員があらかじめ前項本文に規定する方法以外の方法を指定したときは、その方法によることができる。

(公益目的通報に関する相談等)

第12条 職員等は、通報しようとする内容についてあらかじめ審査会の委員の意見を聴きたいときは、別記様式第2号による相談書を審査会の委員に提出し、意見を求めることができる。

2 条例第9条の規定は、前項の規定により職員等が審査会の委員に相談した場合について準用する。

(公益目的通報の受理等)

第13条 審査会の委員は、公益目的通報を受理したときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該公益目的通報をした者（以下「通報者」という。）に対し遅滞なく通知しなければならない。

2 審査会の委員は、公益目的通報を受理した後は、調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び調査の着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、匿名の通報者又は通知を希望しない通報者に対しては、前2項の通知は行わない。

4 審査会の委員は、公益目的通報に係る事実が次の各号のいずれかに該当する場合は、通報者に対して理由を説明して、これを受理しないことができる。

(1) 条例第2条第5号に規定する公益目的通報に該当しない場合

(2) 通報者に通報の内容について説明を求めても当該通報に係る行為を行った者又

は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合

(不利益取扱いの是正の申立て)

第14条 条例第9条第2項の規定による不利益取扱いの是正の申立ては、次に掲げる事項を書面に記載して、これを行わなければならない。

- (1) 通報者の所属、職名、氏名及び住所その他の連絡先
- (2) 不利益な取扱いを受ける理由となった公益目的通報の内容
- (3) 不利益な取扱いの内容
- (4) 不利益な取扱いを行った者の所属、職名及び氏名
- (5) 通報の年月日

第3章 特定要求行為

(特定要求行為に対する職員の責務)

第15条 特定要求行為の記録は、別記様式第3号による記録書に記載して行うものとする。

2 不当な要求により職員その他の者に切迫した危険があると思料される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員は、不当な要求に対して相互に協力して対応しなければならない。

(職員の上司等への報告)

第16条 条例第12条第1項の規定により行う上司への報告は、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該職員に対する指揮監督権を有する者のうち同表の右欄に定めるものに対して行うものとする。

下記以外の職員	別表第3に掲げる者
新潟市行政組織規則（平成19年新潟市規則第67号）第13条第1項の表に掲げる部の管理の下に置く	部管理機関の長

機関及び新潟市区役所組織規則（平成19年新潟市規則第68号）第3条第1項の表に掲げる区役所の管理の下に置く機関（以下「部管理機関」という。）の課長，次長及び副所長，潟環境研究所事務局長並びに新潟市美術館副館長	
税制課長，資産評価課長，債権管理課長及び市税事務所長	税務監
別表第3に掲げる者（部管理機関の課長，次長及び副所長，潟環境研究所事務局長，新潟市美術館副館長，税制課長，資産評価課長並びに債権管理課長を除く。），部又は局に置く次長，部管理機関の長（市税事務所長を除く。），副区長，企画・広報監，美術企画監，産業政策監，IT政策監，税務監，医監，教育政策監，中央事業所長及び秋葉事業所長	別表第2に掲げる者
別表第2に掲げる者，理事，市に置く参事及び技監	別表第1に掲げる者

（特定要求行為に係る報告）

第17条 条例第12条第1項の規定による審査会への記録の提出は，前条の規定による報告を受けた者が行うものとする。ただし，別表第3に掲げる者，部管理機関の長及び税務監が受ける報告に係る審査会への記録の提出は，当該報告を受ける者に対して指揮監督権を有する者で別表第2に掲げるものを行うものとする。

第4章 その他

（文書の保存期間）

第18条 条例の規定により職員が作成した文書及び審査会が作成した文書の保存期間は，

5年とする。ただし、他の法令又は要綱に5年を超える保存期間が定まっているときは、この限りでない。

(公表の方法)

第19条 条例第11条、第14条又は第16条の規定により市長が行う公表は、市報、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(庶務)

第20条 審査会及び委員会の庶務は、総務部行政経営課において処理する。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。(施行の日=平成17年10月1日)

附 則(平成19年新潟市規則第1号)抄

この規則は、平成19年1月11日から施行する。

附 則(平成19年新潟市規則第4号)抄

この規則は、平成19年2月4日から施行する。

附 則(平成19年新潟市規則第25号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年新潟市規則第155号)抄

この規則は、平成19年5月15日から施行する。

附 則(平成20年新潟市規則第28号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年新潟市規則第66号)抄

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則(平成20年新潟市規則第112号)抄

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年新潟市規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年新潟市規則第19号）抄

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年新潟市規則第32号）抄

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年新潟市規則第47号）抄

この規則中第1条の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は同年7月17日から施行する。

附 則（平成25年新潟市規則第9号）抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年新潟市規則第32号）抄

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第3条，第16条関係）

副市長，教育長，水道事業管理者，病院事業管理者，技監，消防局長，総務部長

別表第2（第4条，第16条，第17条関係）

各部の部長，危機管理防災局長，担当部長，秘書課長，会計管理者，市民病院事務局長，区長，教育次長，議会事務局長，選挙管理委員会事務局長，監査委員事務局長，人事委員会事務局長，農業委員会事務局長，消防局次長，水道局経営企画部長，水道局総務部長，水道局技術部長

別表第3（第5条，第16条，第17条関係）

新潟市行政組織規則第5条に掲げる内部部局の課等，秘書課，会計課及び同規則第23条第1項の部又は局付の職員を置く部又は局	課長又は担当課長及び政策監その他の当該部又は局付の職員に対して指揮監督権を有する者
部管理機関でに置く課	課長
部管理機関であって課を置かないもの	機関の長（次長又は副所長を置く機関（出張所を除く。）にあつては次長又は副所長，潟環境研究所にあつては事務局長，新潟市美術館にあつては副館長）
新潟市行政組織規則第13条第1項の表に掲げる課の管理の下に置く機関	機関を管理の下に置く課の課長
新潟市行政組織規則第15条の2第1項の表の右欄に掲げる機関（機関の課の管理の下に置く機関を除く。）	新潟市行政組織規則第13条第1項の表に掲げる機関で同規則第15条の2第1

	項の表の左欄に掲げる機関を管理の下に置く課の課長
新潟市行政組織規則第15条の2第1項の表に掲げる機関の課の管理の下に置く機関	機関を管理の下に置く課の課長
新潟市区役所組織規則第2条に掲げる課	課長
新潟市区役所組織規則第3条第1項の表に掲げる機関(区役所の管理の下に置く機関を除く。)	機関を管理の下に置く課の課長又は出張所長
新潟市市民病院組織規程(平成20年新潟市市民病院管理規程第1号)に掲げる課, 部及びセンター	課長, 部長又はセンター長
新潟市議会事務局規程(昭和34年新潟市議会規程第1号)に掲げる課	課長
新潟市選挙管理委員会事務局	次長
新潟市監査委員事務局	次長
新潟市人事委員会事務局	次長
農業委員会事務局	次長
新潟市消防局組織規則(昭和51年新潟市規則第49号)に掲げる課	課長
新潟市消防署組織規程(昭和51年新潟市消防本部訓令第5号)に規定する署	署長
新潟市水道局分課規程(平成19年新潟市水道局管理規程第1号)に掲げる課及び部に置く室	課長又は室長
新潟市水道局分課規程に掲げる営業所	営業所長
新潟市教育委員会組織規則(平成19年新潟市教育委員会規則第6号)に掲げる課	課長

新潟市教育委員会組織規則に掲げる機関	機関の長
学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定により設置された学校	校長又は園長

別記様式第1号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）法令遵守審査会委員

公益目的通報書

氏	名	
所	属	
連	絡	先
違反等の事実の内容		
違反等の事実に関係するものの所属，職名及び氏名又は名称		
通報者の氏名を記載しないときは，その理由		
備考		
審査会からの受理・結果通知等 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要		

別記様式第2号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）法令遵守審査会委員

公益目的通報に関する相談書

氏	名	
所	属	
連	絡	先
違反等の事実の内容		
相談事項等		

別記様式第3号（第15条関係）

副市長	部長	課長	補佐	係長

特定要求行為の記録書

所 属	部 課 係
所 属 長 名	
行為のあった日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで
対 応 職 員	
相手方の氏名又は名称（名刺がある場合はコピーを添付し、氏名等不詳の場合は風ぼう等を記載）	
特定要求行為の 対 象 事 務	
特定要求行為の概要	
対応状況	
参考事項	
<p>○法令遵守審査会の審査 <input type="checkbox"/>必要 <input type="checkbox"/>不要 （不要の場合も写しを総務部行政経営課に送付のこと）</p>	

添付資料あり 添付資料なし